『治療用装具』(靴型装具)申請について

治療用装具の『くつ』を申請する場合は、

『装具の画像』も必要です!!

ユアサ健康保険組合

くつ型の治療用装具を申請するときは、領収証と実際に作製された装具が同じものか確認するため、『装具の画像』※の添付が必要となります。(平成30年4月1日以降)※インソールの場合、画像の添付は不要です。

1. 『靴型治療用装具』とは

足部を覆う装具で、内反、外反扁平足などの変形の矯正や、高度の病的変形に対し、 疼痛や圧力集中の軽減を図るなど、治療を目的とした靴および靴に類似したもの。

2. 申請書類

- ① 療養費支給申請書
- ② 医師の意見書(原本)または 作製指示書等(原本)
- ③ 装具装着証明書(②と一緒に記載があれば不要)
- ④ 領収証(原本)および明細書または内訳書(領収証に記載があれば不要)(原本)
- ⑤ 作製した装具の画像 5枚(『3.撮影方法と画像例』参照) インソールの場合、画像の添付は不要

3. 撮影方法と画像例

- ① 購入時にためし履きをしているところ
- ② 靴と一緒に領収証を撮影したもの
- ③ 正面
- ④ 裏側(正面と反対側)
- ⑤ 下(底)

